日本学生支援機構大学院第一種奨学生「特に優れた業績による返還免除」制度について

制度について

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者が「教育・研究職に一定期間以上在職した場合」における返還免除制度が、「旧日本育英会法」の廃止にともない平成15年度採用者をもって廃止された。

それに変わる制度として「独立行政法人日本学生支援機構法」に平成16年度以降採用者に対する「優れた業績による返還免除」制度が開始された。

返還免除者

下記①及び②の条件に該当する者

- ① 平成16年度以降に採用され大学院第一種奨学金の貸与を受けた学生で、令和元年度中に貸与が終了した(する)者。(令和元年度中において自己都合による貸与辞退者(辞退後の退学又は在学中は問わない)も含まれる。)
- ② 在学中に特に優れた業績をあげた者として、学内選考委員会の議を経て学長が推薦した者で日本学生支援機構が特に優れた業績を挙げた者として認定した者。

返還免除の金額及び人数等

免除される者は、貸与された奨学金の全部又は一部(半額)が免除され、その免除対象となる人数は当該年度に貸与が終了する者の100分の30以下となっている。平成28年度以前の進学者において全額免除となる者は、大学から推薦された者のうちで推薦順位が上位1/3以内の者、半額免除となる者はそれ以外の者である。平成29年度以降の進学者において全額免除となる者は、大学から推薦された者のうち修士課程相当で推薦順位が上位1/6以内の者、博士課程相当で上位1/2以内の者であり、半額免除となる者はそれ以外の者である。

なお、当初日本学生支援機構から示され、免除される者の推薦者数を算出する際に基礎となる「貸与終了者数」には、一貫制博士課程の修士課程相当分に在学する者は含まれていない。(退学・辞退者を推薦することは可能)

その他

- ① 特に優れた業績とは、学位論文その他の研究論文、大学院設置基準に定める特定の課題についての研究の成果、大学院設置基準に定める試験及び審査の結果、著書・データベースその他の著作物、発明、授業科目の成績、研究又は教育に係る補助業務の実績、音楽・演劇・美術その他芸術の発表会における成績、スポーツの競技会における成績、ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績の10種類である。
- ② 本学の具体的な評価項目・評価方法等については、「日本学生支援機構の貸与奨学 規程第47条第3項に定める評価基準」に基づき具体的な評価項目・評価方法等が定め られている。

別 表 (第5 項関係)						
業績の種類	日本学生支援機構が定める評価基準		専攻に関連した学外における教育研究活動に関する業績			
1号 「学位論文その他の研究論 文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容等の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	① 論文が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。② 論文が、申請者の所属する研究科等から表彰された。③ 論文が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	④ 論文が、国内外の権威ある学術誌に掲載され、もしくは掲載が予定されている。⑤ 論文に基づく口頭発表ないし講演が、国内外の権威			
2号 「大学院設置基準第16条に 定める特定の課題についての 研究の成果」		① 研究の成果が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。② 研究の成果が、申請者の所属する研究科等から表彰された。③ 研究の成果が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	④ 研究の成果が、国内外の権威ある学術誌に掲載され、 もしくは掲載が予定されている。⑤ 研究の成果に基づく口頭発表ないし講演が、国内外 の権威ある学会から表彰された。			
3号 「大学院設置基準第16条の 2に定める試験及び審査の結 果」	野の基礎的素養であって当該前期の課程 において修得し、若しくは涵養すべきもの	① 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに 関連分野の基礎的素養に関する試験の結果が、申請者 の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると 認められた。② 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な 能力に関する審査の結果が、申請者の所属する研究科 の運営委員会等で特に優秀であると認められた。				
4号 「著書、データベースその他 の著作物 (第1号及び第2号 に掲げるものを除く。)」 5号 「発明」	第1号及び第2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	② 著作物等が、申請者の所属する研究科等から表彰された。③ 著作物等が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。① 発明、発見、新技術等が、筑波大学学生表彰に関す	等から表彰された。 ⑤ 著作物等が、社会的に高く評価されている。 ⑥ 著作物等が、学術助成団体等による出版助成が認め			
6号	ح	② 発明、発見、新技術等が、発明委員会等で特に優秀であると認められた。	(6) 発明、発見、新技術等が、権威あるコンテスト等で優秀な成績を収めた。 (7) 発明、発見、新技術等が、社会的に評価されている。			
「授業科目の成績」 7号 「研究又は教育に係る補助業 務の実績」	的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	業年限が短縮された。 ② 授業科目の成績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。 ① 実績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で高く評価された。	評価されている。 ③ 学外の教育研究活動における実績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で高く評価された。			
8号 「音楽、演劇、美術その他芸 術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に 関連した国内外における発表会等で高い 評価を受ける等、特に優れた業績を挙げた	① 成績が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。② 成績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。	出場した。			

	と認められること	③ 成績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で	で優秀な成績を収めた。
		特に優秀であると認められた。	
9号	教育研究活動の成果として、専攻分野に	① 成績が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による	④ 最高レベルの国際的な競技会に出場した。
「スポーツの競技会における	関連した国内外における主要な競技会等	表彰を受けた。	⑤ 高いレベルの競技会等で優秀な成績を収めた。
成績」	で優れた結果を収める等、特に優れた業績	② 成績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。	
	を挙げたと認められること	③ 成績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で	
		特に優秀であると認められた。	
10号	教育研究活動の成果として、専攻分野に	① 実績が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による	④ 実績が、公的団体等から表彰された。
「ボランティア活動その他の	関連したボランティア活動等が社会的に	表彰を受けた。	⑤ 実績が、社会的に高く評価されている。
社会貢献活動の実績」	高い評価を受ける等、公益の増進に寄与し	② 実績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。	
	た研究業績であると評価されること	③ 実績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で	
		特に優秀であると認められた。	